

◎介護保険負担限度額について（令和8年8月～）

以下の要件により、食費・居住費の負担限度額が異なります。
市町への申請が必要です。（初回・毎年）

負担段階	食費（1日）		居住費 （多床室） （1日）	所得要件	資産要件
	入所	（介護予防） 短期入所療養介護 （ショートステイ）			
第1段階	300円	300円	0円	・生活保護受給者	要件なし
				・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	預貯金等が1,000万円以下の方（夫婦で2,000万円以下の方）
第2段階	390円	600円	430円	世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方）
第3段階①	680円	1,030円	430円	世帯全員が市町村民税非課税の方で、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方）
第3段階②	1,420円	1,360円	430円	世帯全員が市町村民税非課税の方で、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方）
第4段階 （減額なし）	1,800円	1,800円	480円	・世帯に課税者がいる方 ・本人が市町村民税課税者	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

* 年金収入金額は、遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます。

* 65歳未満の第2号被保険者の方の資産要件は1,000万円（夫婦で2,000万円）以下となります。